

りそな年金研究所

企業年金ノート

【本題】企業年金・iDeCo等の概況について（2024年3月末現在）	P1
【コラム】法令による「中小企業」の定義の違い	P7

企業年金・iDeCo等の概況について（2024年3月末現在）

1. はじめに

企業年金制度等の制度数および加入者数等については、厚生労働省および企業年金連合会が定期的に公表しているほか、信託協会や国民年金基金連合会等からも受託または加入等の概況が公表されています。今月号はこれらの公表データ等をもとに、企業年金（厚生年金基金・確定給付企業年金・確定拠出年金(企業型)）、iDeCo（確定拠出年金(個人型)）、iDeCo+（中小事業主掛金納付制度）の概況を、2024年3月末現在のデータを中心に紹介します。なお、各数値は端数処理等の関係で合計が一致しないケースやデータ収集上、年度により出所が異なったものを同列に表示しているケース等があります。

2. 企業年金の2024年3月末現在の概況

(1) 給付建て(確定給付型)制度

「企業年金（確定給付型）の受託概況」は、信託協会、生命保険協会およびJA共済連の連名により、給付建て（確定給付型）企業年金制度の受託件数、加入者数ならびに資産残高を取りまとめられているものです。2024年3月末現在の概況は、＜図表1＞の通りです。

＜図表1＞企業年金(確定給付型)の受託概況（2024年3月末現在）

	受託件数 (基金、件)	資産残高(時価)			加入者数 (万人)
		(億円)	構成比	対前年比 増減率	
厚生年金 基金	信託銀行	4	155,297	96.5%	11
	生保会社	—	5,696	3.5%	—
	小計	4	160,993	100.0%	11
確定給付 企業年金	信託銀行	3,748	527,855	75.1%	623
	生保会社	7,750	171,094	24.3%	272
	JA共済連	296	4,357	0.6%	7
	小計	11,794	703,306	100.0%	903
合計	11,798	864,300	—	7.3%	915

※ 受託件数および加入者数は、共同受託の場合は重複計上を避けるため幹事会社をベースに計上している。

※ 信託銀行の資産残高は、年金信託契約、年金特定信託契約等の合計。

※ 企業年金連合会の厚生年金基金関連の積立金を含む。

※ 生保会社の資産残高は、特別勘定特約の資産残高を含む。

※ 生保会社およびJA共済連の確定給付企業年金には、受託保証型確定給付企業年金を含む。

(出所) 信託協会・生命保険協会・JA共済連「企業年金(確定給付型)の受託概況」(2024年3月末現在)

2024年3月末時点の状況をみると＜図表1＞、厚生年金基金は基金数4件（前年比▲1件）、加入員数11万人（前年比▲1万人）となっています。また、確定給付企業年金は、制度数11,794件（前年比▲134

件)、加入者数 903 万人 (前年比▲8 万人) となっています。制度数は 12 年連続して減少、資産残高は過去 3 年程は同程度の水準で推移していましたが、2023 年度の資産残高は 70 兆 3,306 億円 (前年比+4 兆 3,068 億円) と顕著に増加しています。〈図表 3〉〈図表 4〉

(2) 掛金建て(確定拠出型)制度

確定拠出年金(企業型)については〈図表 2〉、運営管理機関連絡協議会、信託協会および生命保険協会の連名による「確定拠出年金(企業型)の統計概況」が公表されています。2024 年 3 月末時点では、規約数 7,222 件(前年比+173 件)、資産額 22 兆 7,061 億円(前年比+3 兆 9,657 億円)、加入者数 830 万人(前年比+25 万人)と前年から増加しています。〈図表 3〉〈図表 4〉

〈図表 2〉確定拠出年金(企業型)の統計概況(2024 年 3 月末現在、速報値)

	規約数		資産額(時価)		加入者数	
	(件)	対前年比 増減率	(億円)	対前年比 増減率	(万人)	対前年比 増減率
確定拠出年金 (企業型)	7,222	2.5%	227,061	21.2%	830	3.1%

※ 記録関連運営管理機関 4 社(SBI ベネフィット・システムズ(株)、損保ジャパン DC 証券(株)、日本インベスター・ソリューション・アンド・テクノロジー(株)、日本レコード・キーピング・ネットワーク(株))で管理されているデータを基に、運営管理機関連絡協議会が作成。

※ 制度開始ベースであるため、厚生労働省の公表計数(承認ベース)とは必ずしも一致しない。

(出所) 運営管理機関連絡協議会・信託協会・生命保険協会「確定拠出年金(企業型)の統計概況」(2024 年 3 月末現在)

〈図表 3〉企業年金等の制度数・加入者数等の推移

年度末	厚生年金基金		確定給付企業年金		確定拠出年金(企業型)		iDeCo
	制度数	加入者数	制度数	加入者数	規約数	加入者数	加入者数
2001	1,737	1,087	—	—	70	9	—
2002	1,656	1,039	15	3	361	33	1
2003	1,357	835	316	135	845	71	3
2004	838	615	992	314	1,402	126	5
2005	687	531	1,430	384	1,866	173	6
2006	658	522	1,940	430	2,313	219	8
2007	626	478	3,099	506	2,710	271	9
2008	617	466	5,008	570	3,043	311	10
2009	608	456	7,405	647	3,301	340	11
2010	595	447	10,053	727	3,705	371	12
2011	577	437	14,985	801	4,135	422	14
2012	560	420	14,692	796	4,247	439	16
2013	531	405	14,296	788	4,434	464	18
2014	444	361	13,883	782	4,635	505	21
2015	256	254	13,661	795	4,964	548	26
2016	110	140	13,507	826	5,349	591	43
2017	36	57	13,284	901	5,825	648	85
2018	10	17	12,952	940	6,161	688	121
2019	8	16	12,596	940	6,435	723	156
2020	5	12	12,358	933	6,608	747	194
2021	5	12	12,108	930	6,826	782	239
2022	5	12	11,928	911	7,040	805	290
2023	4	11	11,794	903	7,222	830	328

※ 加入者数の単位は、万人

※ 厚生労働省および企業年金連合会の集計値であり、図表 1 および図表 2 の数値とは必ずしも一致しない。ただし、2021 年度以降は「企業年金(確定給付型)の受託概況」・「確定拠出年金(企業型)の統計概況」、国民年金基金連合会「iDeCo(個人型確定拠出年金)の加入者数等について」の集計値。

(出所) 企業年金連合会『企業年金に関する基礎資料』等を基に、リそな年金研究所作成。

3. 企業年金の推移(時系列)

(1) 制度数の推移

わが国の企業年金における 2001 年度以降の制度数の推移をみると<図表 3>、厚生年金基金は減少を続け 4 基金となりました。確定給付企業年金は、適格退職年金からの移行措置が終了した 2012 年度末以降、制度数は一貫して減少しています。

一方、確定拠出年金(企業型)は、一貫して増加しています。この背景として、昨今の年金改正により、ポータビリティの拡充・脱退一時金支給要件緩和・加入要件緩和等、加入者の利便性向上が図られてきていることもあるのではないかと考えられます。

(2) 加入者数の推移

企業年金の加入者数の推移は、<図表 3>の通りです。2001 年に確定給付企業年金法および確定拠出年金法が制定されて以降、両制度の加入者は増加しています。2023 年度末(2024 年 3 月末)の企業年金全体の加入者総数は約 1,744 万人(前年度比+16 万人)となっています。

厚生年金基金の加入員数が 11 万人と前年度比で 1 万人減少、確定給付企業年金が 903 万人と前年度比で 8 万人減少、確定拠出年金(企業型)が 830 万人と前年比で 25 万人増加となりました。重複加入が一部含まれているものの、全体では増加していると考えられます。

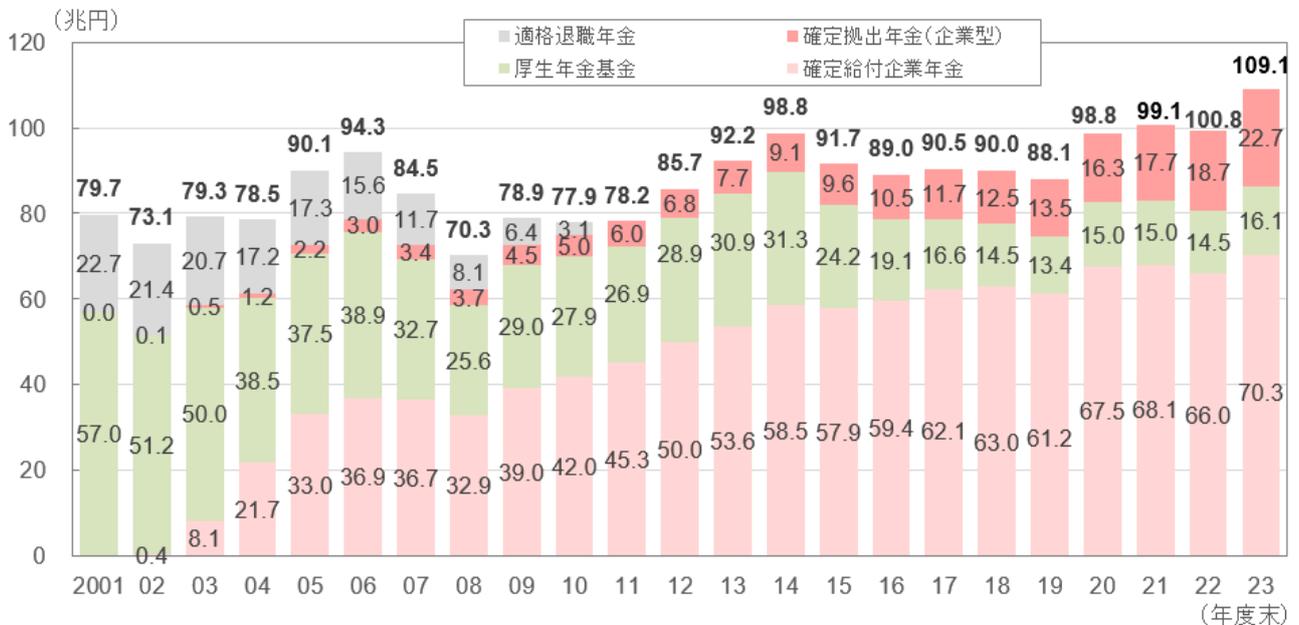
とはいえ、企業年金全体の加入者総数は、ピーク時(1995 年度末で 2,571 万人)に比べると、約 68%の水準に過ぎません。引き続き、増加の傾向が続くことが期待されます。

(3) 資産残高の推移

企業年金の資産残高の推移は、<図表 4>の通りです。企業年金の資産残高総額は、2019 年度まではやや減少傾向にありましたが、運用環境が変化したこともあり増加に転じています。なお、確定拠出年金(企業型)は、加入者数あるいは規約数の増加等<図表 3>を受けて資産残高がずっと増加しています。

資産残高を制度別にみると、給付建(確定給付型)制度である確定給付企業年金および厚生年金基金が全体の約 79%を占めています。

<図表 4> 企業年金の資産残高の推移 (2001 年度末以降)

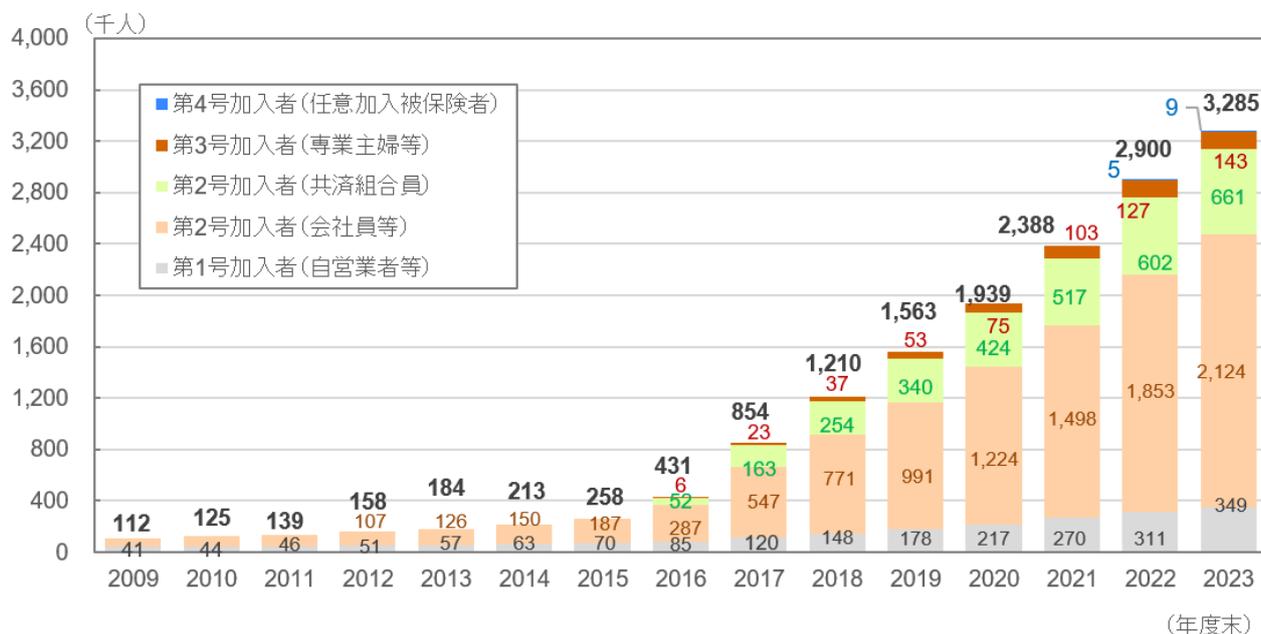


※ 適格退職年金、厚生年金基金および確定給付企業年金は、信託協会・生命保険協会・JA 共済連「企業年金(確定給付型)の受託概況」による。
 ※ 確定拠出年金(企業型)は、2017 年度までは運営管理機関連絡協議会「確定拠出年金統計資料」、2018 年度以降は運営管理機関連絡協議会・信託協会・生命保険協会「確定拠出年金(企業型)の統計概況」による。
 (出所) 企業年金連合会「企業年金に関する基礎資料」等を基に、りそな年金研究所作成。

4. 個人型確定拠出年金(iDeCo)の概況

個人型確定拠出年金(iDeCo)は、2017年1月から加入対象がほぼ全ての公的年金被保険者に拡大され、iDeCoの加入者数は、2017年度末から7年連続で前年度末比で35万人以上の増加が続いています。2022年度からは、第4号加入者の数値が発表されるようになりました。〈図表5〉

〈図表5〉個人型確定拠出年金(iDeCo)の加入者数の推移(2006年度末以降)



(出所)2020年度までは厚生労働省「確定拠出年金の施行状況」を基に、2021年度から国民年金基金連合会「iDeCo(個人型確定拠出年金)の加入等の概況」等を基に、りそな年金研究所作成。

2023年度末(2024年3月末)時点の加入者数の内訳をみると〈図表6〉、第1号加入者(自営業者等)が349,042人(前年度比+37,632人)、第2号加入者(サラリーマン等)が2,784,848人(前年度比+329,213人)となっています。

公的年金被保険者数に占めるiDeCoの加入割合をみると、公的年金被保険者のほぼ全てがiDeCoの加入対象者となった2017年1月から1年以上経過した2018年3月末時点では1.27%だったものが、2024年3月末には4.87%まで増加しています。加入者区分別でみると、第2号加入者は5.96%であるのに対し、第1号加入者及び第3号加入者はそれぞれ2.55%・2.08%と増加はしているものの、あまり普及が進んでいない様子がうかがえます。

なお、2022年度から、第4号加入者(国民年金の任意加入被保険者)の数値が発表されるようになりました。2022年5月1日を改正施行日とする法令改正で、新たにiDeCoに加入が可能になった「国民年金の任意加入被保険者」ですが、割合だけをみると第1号加入者や第3号加入者よりも大きい割合となっています。

〈図表6〉iDeCoの加入者数の内訳および公的年金被保険者数に占める割合

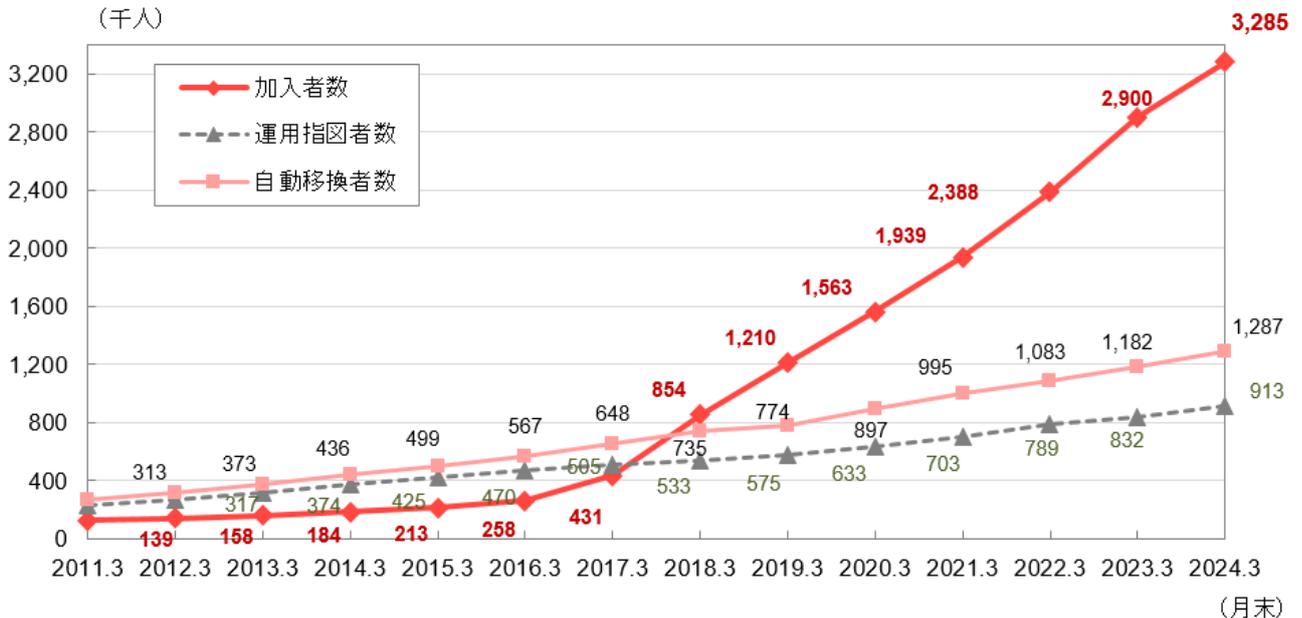
加入者区分		第1号加入者	第2号加入者	第3号加入者	第4号加入者	全体
2022年 3月末 時点	①iDeCo加入者数(人)	269,866	2,015,130	102,776	—	2,387,772
	②公的年金被保険者数(万人)	1,412	4,535	763	19	6,729
	加入割合(=①/②)	1.91%	4.44%	1.35%	—	3.55%
2023年 3月末 時点	①iDeCo加入者数(人)	311,410	2,455,635	127,491	5,082	2,899,618
	②公的年金被保険者数(万人)	1,385	4,618	721	20	6,744
	加入割合(=①/②)	2.25%	5.32%	1.77%	2.54%	4.30%
2024年 3月末 時点	①iDeCo加入者数(人)	349,042	2,784,848	142,578	8,503	3,284,971
	②公的年金被保険者数(注)(万人)	1,367	4,672	686	21	6,745
	加入割合(=①/②)	2.55%	5.96%	2.08%	4.05%	4.87%

(注)一部、暫定値を含む

(出所)国民年金基金連合会「iDeCo(個人型確定拠出年金)の加入等の概況」、厚生労働省「厚生年金保険・国民年金事業の概況」「国民年金の加入・納付状況」を基に、りそな年金研究所作成。

iDeCoの加入者数は2017年1月の加入対象の拡大を機に大幅増加が続いており、自動移換者数と運用指図者数も増加してきています。〈図表7〉

〈図表7〉iDeCoの加入者数・運用指図者数・自動移換者数の推移（2011年3月末以降）

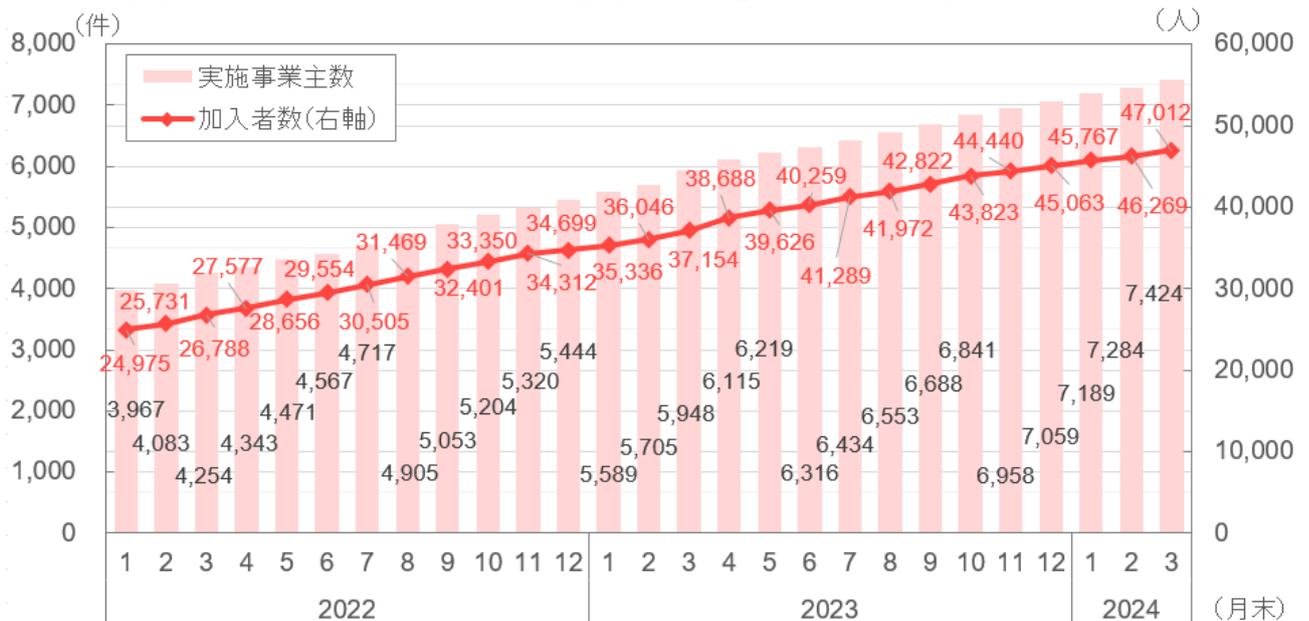


（出所）国民年金基金連合会「iDeCo(個人型確定拠出年金)の加入等の概況」各月版を基に、リそな年金研究所作成。

iDeCo+（中小事業主掛金納付制度）は、2018年5月に施行以降、2022年2月からは対象となる従業員の範囲が100名から300名に拡大されたこともあり、〈図表8〉のとおり着実に増えており、2024年3月末現在47,012人となっています。

iDeCo+は企業年金がない企業でのみ実施可能な制度ですが、2018年5月の施行以降、企業年金を新たに実施する場合（企業型DCや規約型DBを実施する場合の他、総合型のDB基金の実施事業所となる場合なども含みます。）には、実施していたiDeCo+は終了しなければなりません。

〈図表8〉iDeCo+（中小事業主掛金納付制度）の実施事業主数・加入者数の推移



※ 加入者は、iDeCo+申請時における加入予定者を計上している。

※ 事業主数は、対象従業員全員が申込手続き未了等の場合、変動する可能性がある。

（出所）国民年金基金連合会「iDeCo(個人型確定拠出年金)の加入等の概況」各月版を基に、リそな年金研究所作成

5. 確定拠出年金の運用商品選択状況

次に、確定拠出年金の運用商品選択状況（割合）について見てみます。〈図表9〉〈図表10〉企業型 DC・iDeCo のどちらも資産の管理は企業単位ではなく個別口座により行われておりますが、運営管理機関連絡協議会の資料を見ると加入者全体の姿が見えてきます。

企業型 DC・iDeCo とともに、個々の加入者が運用している商品の割合は、依然として元本確保型の預貯金が高い割合を占めています。しかし、着実に、投資信託の残高が増えてきています。

投資信託・金銭信託等の中で最も運用商品選択状況（割合）が大きいのは、企業型 DC ではバランス型、iDeCo では外国株式型となっております。

〈図表 9〉企業型 DC の個々の加入者の運用商品選択状況(割合)

	預貯金(%)	保険(%)	投資信託・金銭信託等								処理待機資金等(%)	資産額計(兆円)
			国内株式型(%)	国内債券型(%)	外国株式型(%)	外国債券型(%)	バランス型(%)	MMF(%)	その他(%)			
2020.3末	36.1	15.6	48.1	10.9	6.2	8.3	4.3	17.6	0.0	0.8	0.2	13.5
2021.3末	31.7	13.3	54.8	13.2	5.2	12.4	4.0	18.9	0.0	1.1	0.2	16.3
2022.3末	29.4	12.0	57.9	12.5	4.8	16.0	3.9	19.5	0.0	1.3	0.6	17.8
2023.3末	28.3	11.4	59.8	12.8	4.5	17.1	4.0	20.1	0.0	1.3	0.5	18.8

※ 資産額の割合(%)で表示のため、0.0 であっても資産額は存在する

※ 投資信託・金銭信託等のうち投資対象が REIT、自社株、コモディティ等の場合「その他」に分類

(出所) 運営管理機関連絡協議会「確定拠出年金統計資料」を基に、りそな年金研究所作成

〈図表 10〉iDeCo の個々の加入者の運用商品選択状況(割合)

	預貯金(%)	保険(%)	投資信託・金銭信託等								処理待機資金等(%)	資産額計(兆円)
			国内株式型(%)	国内債券型(%)	外国株式型(%)	外国債券型(%)	バランス型(%)	MMF(%)	その他(%)			
2020.3末	35.9	18.0	45.5	11.4	3.8	11.4	3.5	13.0	0.1	2.4	0.5	2.0
2021.3末	31.2	13.1	55.3	12.6	3.2	18.0	3.3	15.1	0.1	3.0	0.5	2.9
2022.3末	27.4	10.3	61.1	11.3	2.8	24.5	3.2	15.9	0.0	3.3	1.2	3.7
2023.3末	25.6	8.6	64.5	11.3	2.5	27.7	3.3	16.4	0.0	3.2	1.3	4.4

※ 資産額の割合(%)で表示のため、0.0 であっても資産額は存在する

※ 投資信託・金銭信託等のうち投資対象が REIT、自社株、コモディティ等の場合「その他」に分類

(出所) 運営管理機関連絡協議会「確定拠出年金統計資料」を基に、りそな年金研究所作成

〈ご参考資料〉

企業年金（確定給付型）の受託概況（2024年3月末現在）

- ・信託協会 https://www.shintaku-kyokai.or.jp/archives/039/202405/corporate_pension_20240530.pdf
- ・生命保険協会 https://www.seiho.or.jp/info/news/2024/63_1.html
- ・JA 共済連 <https://www.ja-kyosai.or.jp/news/2024/20240530.html>

確定拠出年金（企業型）の統計概況（2024年3月末現在）

- ・信託協会 https://www.shintaku-kyokai.or.jp/archives/039/202405/defined_contribution_pension_20240530.pdf
- ・生命保険協会 https://www.seiho.or.jp/info/news/2024/63_1.html

(りそな年金研究所 宮崎 里奈)

法令による「中小企業」の定義の違い

今回のコラムのテーマは、『法令による「中小企業」の定義の違い』についてです。

規約型の確定給付企業年金（規約型DB）を実施しているお客さまを担当する、ある信託銀行営業担当者「Aさん」と、その上司「B課長」との会話です。

Aさん：私が担当している規約型DBを実施しているC社から、すでにプレス発表しているD社とのM&Aに伴う規約型DBの扱いについて相談がありました。

B課長：詳しく聞かせてください。

Aさん：はい。M&Aの形態については、吸収合併でも事業譲渡でもなく、C社がD社の全株式を取得することで、D社を子会社化するという話を聞いています。

B課長：D社は、法人として存続するということですね。M&A後のD社の従業員の労働条件についてヒアリングできていますか。

Aさん：現時点では確定していないとのことでした。したがって、＜図表1＞に掲げる3つのパターンに分けて、それぞれの場合の選択肢について提案しようと考えていたところです。

＜図表1＞M&A後の労働条件のパターン分け

- （ア）現在のD社の労働条件をそのままとする場合
- （イ）現在のD社の労働条件を変更し、C社と同じ労働条件とする場合
- （ウ）現在のD社の労働条件を変更するが、C社と異なる労働条件とする場合

B課長：このパターン分けで、それぞれの場合の選択肢を提案するのは良い考えですね。ところで、現在のD社について、規約型DBや企業型の確定拠出年金（企業型DC）の実施の有無や、総合型の企業年金基金に加入しているか否か、中小企業退職金共済契約（中退共）の実施の有無などは把握できていますか。

Aさん：はい。現在のD社は、中退共を実施していますが、企業年金や iDeCo+（確定拠出年金法第 68 条の 2 の定めによる中小事業主掛金制度）は実施していないとのことでした。なお、現在のC社は、規約型DB以外に実施している企業年金制度などはありません。

B課長：それでは、＜図表1＞に掲げる（ア）（イ）（ウ）の3つのパターンごとに、どのような選択肢があるのかを説明してみてください。

Aさん：はい。＜図表2＞のような内容を提案しようと考えています。

＜図表2＞M&A後の企業年金等の選択肢

- （ア）現在のD社の労働条件をそのままとする場合
 - ・中退共を継続すること
 - ・新たな企業年金などは実施しないこと
- （イ）現在のD社の労働条件を変更し、C社と同じ労働条件とする場合
 - ・現在C社が実施している規約型DBにD社を追加する規約変更を実施すること
 - ・中退共を解約し、規約型DBに解約金を移換すること
- （ウ）現在のD社の労働条件を変更するが、C社と異なる労働条件とする場合
 - ・中退共を継続するか解約するかについて検討が必要であること
 - ・現在C社が実施している規約型DBにD社を追加する規約変更を実施することや、D社単独で企業年金（規約型DBや企業型DC）または iDeCo+ を実施することなどを検討すること

B課長：よく考えていますね、と言いたいところなのですが、1点考え違いしている箇所もありますね。

Aさん：考え違いをしているのは、どの部分なのでしょう。

B課長：中退共を解約して規約型DBに資産移換することが可能か否かについてです。この部分、法令

上の定めは理解していますか。

A さ ん：はい。「中小企業退職金共済法（昭和 34 年法律第 160 号）（以下「中退共法」）第 17 条」と「同条第 31 条の 4」の 2 通りの定めがある、具体的には前者が中小企業者でなくなった場合であり、後者が M&A の当事者となった場合であると認識しています。

B 課 長：＜図表 1＞に掲げる（イ）のパターンの場合、どちらの条項を適用しようと考えていますか。

A さ ん：D 社は M&A の当事者なので、中退共法第 31 条の 4 が適用されるものと解釈しています。

B 課 長：D 社は M&A の当事者であることは事実なのですが、中退共法第 31 条の 4 は適用できません。詳しくは「中退共法第 31 条の 4」の他に、「中小企業退職金共済法施行規則（昭和 34 年労働省令第 23 号）第 69 条の 5」も確認しておいて欲しいのですが、簡単に説明すると、この条項を適用できるのは「合併」「会社分割」「事業譲渡」に該当する場合のみであって、買収した会社を子会社化する場合には適用できないのです。

A さ ん：と言うことは、＜図表 1＞に掲げる（イ）や（ウ）のパターンで、中退共を解約して規約型 D B に資産移換することが可能なのは、「中退共法第 17 条」に該当する場合、すなわち M&A と同時に D 社が「中小企業者でなくなる場合」に限定されるということなのですね。そうでない場合は、中退共の解約手当金は D 社の従業員に一時金で受領することになる旨を説明します。

B 課 長：その通りです。ところで中退共法に定める「中小企業者でなくなる場合」を理解していますか。

A さ ん：はい。＜図表 3＞の通りであると理解しています。

＜図表 3＞中退共法に定める中小企業者でなくなる場合

主たる事業内容	常時雇用する従業員		資本金・出資金
一般業種（製造業、建設業等）	301人以上	かつ	3億1円以上
卸売業	101人以上		1億1円以上
サービス業	101人以上		5千万1円以上
小売業	51人以上		5千万1円以上

B 課 長：その通りです。

A さ ん：＜図表 2＞のような内容を C 社に提案するにあたって、他に注意すべき点はないでしょうか。

B 課 長：＜図表 1＞に掲げる（ウ）のパターンで、D 社単独での制度の導入などの検討の提案を考えているようだけど、提案する制度の内容によっては、D 社の従業員規模によっては採用できないものもあるので、留意しておくことが必要です。全ての制度ではありませんが、一部を＜図表 4＞にまとめましたので、参考にしてください。

＜図表 4＞従業員数（加入者数）などにより制限のある企業年金等

種類	人数要件のある制度の概要	人数要件	根拠法令
規約型 D B	簡易な基準に基づく D B	掛金の額を算定するための計算基準日における加入者の数が 500 人未満	D B 法施行規則第 52 条
企業型 D C	簡易企業型 D C	企業型 D C の加入者資格を有する者が 300 人以下	D C 法第 3 条第 5 項
iDeCo+	中小事業主掛金納付制度	厚生年金保険の被保険者数が 300 人以下	D C 法第 55 条第 2 項第 4 号の 2

A さ ん：分かりました。中退共法には「中小企業者」という定義がある一方で、企業年金に関する法令ではそのような定義はなく、人数要件などによって採用できる制度があるということに注意して提案することとします。

B 課 長：よろしくお願ひします。

（りそな年金研究所 出口 衛）

企業年金ノート 2024(令和 6)年 8 月号 No.676

編集・発行：株式会社りそな銀行 信託年金企画部 りそな年金研究所
〒540-8610 大阪府大阪市中央区備後町 2-2-1
TEL: 06-6268-1750 E-mail: Pension.Research@resonabank.co.jp



りそな銀行(企業年金・iDeCo のお客さま): <https://www.resonabank.co.jp/nenkin/index.html>
りそな企業年金ネットワーク: <https://resona-nenkin.my.salesforce-sites.com>